

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月19日

横浜市契約事務受任者  
瀬谷区長 山岸 秀之

1 契約の概要

第51回衆議院議員総選挙 期日前投票所物品レンタル・設営撤去業務委託

2 履行(納品)場所

瀬谷区役所及び瀬谷区民文化センターあじさいプラザ

3 契約日

令和8年1月23日

4 履行日又は履行期間

令和8年1月23日から令和8年2月9日まで

5 契約金額

¥1,283,700.-

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社テイクフォー 代表取締役 吉川 武志  
神奈川県横浜市緑区中山5-14-16

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

衆議院の解散に伴う第51回衆議院議員総選挙が令和8年2月8日に執行予定であり、期日前投票は公示日の翌日である令和8年1月28日から開始となるが、選挙期日までの期間が極めて短く、即時的に契約を行う必要があります。受託者を確保できない場合には、期日前投票の適正な執行に重大な支障を来し、市民の投票機会や本市の選挙事務運営に深刻な影響を及ぼすおそれがあるため、緊急に受託先を確保する必要があります。

株式会社テイクフォーは、直近の令和7年横浜市長選挙及び参議院議員通常選挙において、期日前投票所の器材レンタルを納入した実績を有し、会場内の器材配置や納入方法に関する理解も十分であることから、短期間での対応が可能であると考えられます。以上より、期日前投票所物品レンタル・設営撤去業務を確実に遂行できる能力を有すると認められ、同社との随意契約を希望しました。

8 契約の相手方の選定理由

令和7年7月20日執行の第27回参议院議員通常選挙及び令和7年8月3日執行の横浜市長選挙という直近の選挙において、投票所器材のレンタル実績があり、かつ今回の衆议院議員選挙においても、短期間での対応が可能と回答があった事業者を選定しました。

9 所管課

瀬谷区総務課